

監査公表第827号

令和8年3月31日に提出された住民監査請求について、監査を行いましたので、その結果を次のとおり公表します。

令和8年5月19日

京都市監査委員

住民監査請求に基づく監査の結果

(令和8年3月31日請求分)

京都市監査委員

同

同

同

西村義直

隠塚功

山添洋司

高橋一浩

第1 請求の概要

令和8年3月31日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

1 請求人の数

1名

2 請求の要旨

(1) 誰が

令和7年度における発達障害者支援センター運営業務委託契約（以下「本件契約」という。）の決定に関与した京都市職員

(2) いつ、どのような財務会計上の行為等を行ったか

令和7年4月1日に京都市から社会福祉法人京都総合福祉協会（以下「本件協会」という。）に発達障害者支援センター運営業務（以下「本件業務」という。）が委託される際に、両者間に財務会計上の契約が締結されている。また、その際に京都市から本件協会に本件業務に係る委託料が支出されている。

(3) その行為等が、どのような理由で違法又は不当であるのか

京都市は、本件業務を本件協会に委託しているが、本件協会は後述する8点のとおり、本件業務を何一つ行っておらず、専門的な発達障害者支援を何一つ行っていない。したがって、本件契約は発達障害者支援法（以下「法」という。）第14条第1項第2号を満たしておらず、違法な契約となっているため、取り消されなければならない。

ア 本件協会は京都市から指定（法第14条第1項）を受けていない。

京都市は、法第14条第1項に基づく指定をしないまま本件業務を本件協会に委託しているため、本件契約は同項に違反しており、取り消されなければならない。

イ 本件協会は発達障害者支援を行わず、知的障害者支援しか行っていない。

本件協会は、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）において知的障害者支援を行っているが、知的障害者は発達障害者に含まれていないので、知的障害者支援を行っているだけでは発達障害者支援を行っているとは判断できない。知的障害者支援とは、本件契約における「強度行動障害者支援事業」に当たる部分であるが、これは発達障害者支援には当たらない。京都市は、現在係争中である住民訴訟において、「発達障害と知的障害は重複し得

る。」と主張しているが、これは誤りである。なぜなら、発達障害の要素の一つであるAQ（自閉症スペクトラム指数：自閉度）は、IQ（知能指数）85以上でないと計測できないからである。知的障害は、IQが70未満であるので最初からAQを計測できず、そのため自閉症にも自閉症スペクトラム／自閉スペクトラム症（ASD）にもなり得ないのである。元々、自閉症と知的障害は別の障害として鑑別されていたが、途中から主に日本自閉症協会（京都市の場合は京都府自閉症協会）が「（実際は知的障害であるにもかかわらず）うちの息子も自閉症」と代理ミュンヒハウゼン症候群として言い出したので、知的障害と自閉症が混ぜこぜになってしまったのである。また、これはIQが70から85までの境界知能者にも該当する。実際に、京都府や東京都で行われている発達障害者支援では、IQ85以上やVIQ（言語性IQ）90以上が参加要件とされており、知的障害者も境界知能者も発達障害者に含まれていないのである。したがって、本件契約において知的障害者支援及び境界知能者支援に当たる部分（本件契約における「強度行動障害者支援事業」に当たる部分）は発達障害者支援に当たらないので、本件協会が知的障害者支援及び境界知能者支援を行っているとしても、それでは発達障害者支援を行っていることにならない。要するに、本件協会は発達障害者支援を何一つ行わずに知的障害者支援だけを行っており、さらにその知的障害者支援を発達障害者支援であると偽っているのである。

ウ 本件協会はTEACCHを行っていない。

京都市は、現在係争中である住民訴訟において、「かがやきにおいてTEACCHが行われている。」と主張しているが、実際に行われているのはTEACCHモデルでなく、ただのBPSモデル（生物的・心理的・社会的モデル）である。かがやきにおいて実際に用いられているプランニングシート（支援計画書）の雛型に書かれているのはBPSモデルであり、TEACCHモデルはどこにも書かれていない。したがって、かがやきにおいてTEACCHは何一つ行われていないと判断される。要するに、本件協会はTEACCHモデルを何一つ取り上げずにBPSモデルだけを取り上げており、さらにそのBPSモデルをTEACCHモデルであると偽っているのである。なお、わざわざ言うまでもなく、BPSモデルとTEACCHモデルは全く異なるモデルであり、そもそもBPSモデルは発達障害者向けに作られてもいない。さらに、TEACCHにはTEACCHの考え方に基づく固有の評価方法であるTTAPもあるが、これもかがやきに

において実際に用いられているプランニングシート（支援計画書）のどこにも書かれていない。これらは、事実証明書(19)～(21)のとおり、プランニングシート（支援計画書）におけるTEACCHに係る部分が不存在である事からも明らかであり、確かにBPSモデルではTEACCHモデルにならないからである。また、BPSモデルは折衷的であるとする批判も出ており、既に時代遅れのモデルでしかなく、現在の障害者支援に係る多様で複雑化したニーズに対応できていないことも明らかである。要するに、かがやきの職員達は新しい学説を勉強せずについていままでも古い学説にしがみ付いているだけなのである。

エ 本件協会は構造化を行っていない。

京都市は、現在係争中である住民訴訟において、「かがやきにおいて構造化が行われている。」と主張しているが、実際に行われているのは構造化ではなく、ただのSWOT分析である。京都市は、現在係争中である住民訴訟において京都地方裁判所に提出した書面（事実証明書(26)）をもって「かがやきにおいて構造化が行われている。」と主張しているが、事実証明書(26)には構造化の4つの要素である視覚的構造化、物理的構造化、スケジュール、ワークシステムがどこにも書かれていない。一方で、事実証明書(26)に「特性（強み・苦手など）を整理」及び「ご自身の強みや苦手を整理」と書かれているが、これらは前述したとおり、構造化ではなくただのSWOT分析である。そもそも発達障害の定義（法第2条第1項）とされているF 8及びF 9（Fは世界保健機関（WHO）が定めたICD-10における障害区分のコードである。ちなみにICD-10が使用されるのは令和8年12月31日までであり令和9年1月1日からICD-11が使用される予定になっている。）において「何々が強み、何々が苦手」という文言はどこにも書かれていないので、「何々が強み、何々が苦手」という個人の特性を障害特性としている時点で発達障害の定義すら満たしていないのである。したがって、かがやきにおいて構造化は何一つ行われていないと判断される。要するに、本件協会は構造化を何一つ行わずにSWOT分析だけを行っており、さらにそのSWOT分析を構造化であると偽っているのである。なお、わざわざ言うまでもなく、SWOT分析と構造化は全く異なる概念であり、そもそもSWOT分析は経営分析の方法であるので発達障害とは何の関係もない。これらはプランニングシート（支援計画書）において構造化に係る部分が不存在であることから明らかであり、確かにSWOT分析では構造化にならないから

である。

オ 本件協会は社会的障壁の除去（法第2条の2第2項）を行っていない。

前述したウ及びエのとおり、本件協会はかがやきにおいて発達障害者支援を何一つ行っていないので、法定されている社会的障壁の除去（法第2条の2第2項）も何一つ行っていないことは明らかである。そもそも法第2条第3項に定められているとおり、社会的障壁は「社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」であるので、かがやきの職員達が実際に行っているBPSモデル及びSWOT分析では「社会において何が障壁になっているのか。」という概念を導き出せないのである。なぜなら、BPSモデルもSWOT分析も対象者の内面を分析したうえで、いかに外部環境に適用するのかについて考えるためのツールであるからである。一方で、法定されている社会的障壁の除去は「社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」の除去であるのでBPSモデル及びSWOT分析を用いて発達障害者達の内面を分析したとしても何の効果もなく、それよりも定型発達者達が慣れ親しんでいる「事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」のうち、何が発達障害者達にとって障壁になっているのかを特定しなければならないのである。そして、その障壁は発達障害者達の「外部」にあるので、BPSモデル及びSWOT分析を用いて発達障害者達の「内部」を分析したとしても見つけられる訳がないのである。既述のとおり、法定されている発達障害者支援は社会的障壁の除去であるが、かがやき職員達がTEACCHも構造化も行わずにBPSモデル及びSWOT分析を採用している時点で、社会的障壁の除去を何一つ考えておらず、むしろ発達障害者達をいかに社会的障壁に服従させるのかを考えていると判断される。発達障害者支援は、社会的障壁を除去することであるので、社会的障壁を残したままその障壁に服従させることは全く発達障害者支援に当たらない。したがって、本件協会が、かがやきにおいてBPSモデル及びSWOT分析を採用している時点で、社会的障壁の除去を何一つ行っていないことは明らかであり、むしろ社会的障壁の除去ではなく社会的障壁へ服従させようとしているので、話の方向性が正反対である。ちなみに、かがやきは京都市に住んでいる発達障害者達にとって社会的障壁になっているので、京都市からかがやきを除去して全く新しい発達障害者支援センターに作り変えることはまさに法定されているとおりの社会的障壁の除去に当たる。そして、請求人が行っている本件請求は、そのための第一歩である。

カ 本件協会は自閉症スペクトラム（ASD）の特性を理解できていない。

京都市が現在係争中である住民訴訟において京都地方裁判所に提出した書面（事実証明書⁽²⁶⁾）に「自閉症スペクトラム（ASD）の特性について」と書かれているが、かがやきの職員がこれを理解したうえでかがやきの利用者達に説明するために、まず操作的診断基準に基づく発達障害の定義を満たさなければならない。なお、わざわざ言うまでもなく、発達障害に限らずいかなる概念であるとしても、定義を満たしていなければ妥当性が担保されないことはいかなる領域においても明らかである。そのうえで、自閉症スペクトラム（ASD）と社会的（語用論的）コミュニケーション症（SCD：Social（Pragmatic）Communication Disorder）が鑑別されなければならないが、この鑑別が行われていないとなれば、かがやきの職員達は「自閉症スペクトラム（ASD）の特性」と言いながら実際は「社会的（語用論的）コミュニケーション症（SCD）の特性」を説明していることになる。例えば「コミュニケーションが何とかかんとか」「社会性が何とかかんとか」という言説は、いずれも社会的（語用論的）コミュニケーション症（SCD）の特性であり、自閉症スペクトラム（ASD）の特性でないことは、操作的診断基準（DSM-5-TR）から明らかであるので、特性を説明する際にこのような鑑別が必ず求められるのである。しかし、かがやきにおいてこの鑑別が行われていないとなれば、かがやきでは専門的な発達障害者支援が何一つ行われていないと判断される。事実証明書⁽²⁴⁾のとおり、不存在決定通知書が請求人に郵送されたことにより、かがやきの職員達は「自閉症スペクトラム（ASD）の特性」と「社会的（語用論的）コミュニケーション症（SCD）の特性」を鑑別せずに両者を混ぜこぜにしているので、かがやきでは専門的な発達障害者支援が何一つ行われていないと判断される。

キ 本件協会は専門的な発達障害者支援を行えるだけの職能を有していない。

京都市は、かがやき内において社会福祉士を配置することによって、専門的な発達障害者支援を担保できると考えているが、これでは全く担保できていない。事実証明書⁽³⁰⁾は、京都大学大学院医学研究科において開講されている履修証明プログラムであるが、京都市において専門的な発達障害者支援を担保するのであれば、この履修証明プログラムの修得を要件としなければならない。したがって、かがやきの職員達がこの履修証明プログラムを修得していなければ、かがやきでは専門的な発達障害者支援が何一つ行われていないと判断される。かがやきの職

員達のうち、京都大学大学院医学研究科において開講されている履修証明プログラムを修得した職員は一人もいないことになるので、かがやきでは専門的な発達障害者支援が何一つ行われていないと判断される。

ク 本件協会は統一教会と同じく障害者達に家系図を書かせている。

かがやきにおいて実際に用いられているプランニングシート（支援計画書）の雛型の右上に、家系図（ジェノグラム）の欄がある。しかし、各種報道されているとおり、自由民主党と何十年間も癒着している統一教会（旧称：世界基督教統一神霊協会、現称：世界平和統一家庭連合）は、信者達に家系図を書かせたうえで「先祖がうらんでいる。」「先祖が地獄で苦しんでいる。」等の荒唐無稽な嘘をついて多額の金銭を詐取しているが、かがやきの職員達もかがやきの利用者達に家系図を書かせているので、統一教会と同じことをしているのである。そして、かがやきが統一教会と同じということは、かがやきの職員達が実際に行っていることは靈感商法（消費者契約法第4条第3項第5号）であり、発達障害者支援ではないということである。さすがにかがやきの職員達がかがやきの利用者達から多額の金銭を詐取していることはないにせよ、例えば、就職を目指しているかがやきの利用者達に対して、裏付けとなる合理的な根拠もその他の正当な事由もないにもかかわらず、（発達障害者支援であればTEACCHや構造化が合理的な根拠や正当な事由に当たる）何々をしなければならない、あるいは何々をした方が良いという役務をさせること、あるいはさせようとすることは、まさに靈感商法そのものであり、これが発達障害者支援でないことは明らかである。

以上の8点のとおり、本件協会は、かがやきにおいて専門的な発達障害者支援を何一つ行っていないので、本件契約は法第14条第1項第2号を満たしておらず、違法な契約となっているので、取り消されなければならない。

(4) 京都市にどのような損害が生じているのか

上記(3)のとおり、本件協会は専門的な発達障害者支援を何一つ行っていないので、本件業務を法に基づいて履行していると判断できず、そのため本件業務委託料の全額がそのまま京都市にとっての損害になっている。要するに、本件協会は、本件業務を法に基づいて行えるだけの職能を最初から（かがやきが設立された平成17年11月から）全く有していないので、そもそも京都市は本件業務委託料を本件協会に支出できるだけの事由も根拠も何もないのである。

(5) どのような措置を請求するのか。

以下の4点を請求する。

ア 令和7年度における本件契約（以下「令和7年度本件契約」という。）の取消しを請求する。

イ 本件協会は、本件業務委託料を違法に詐取しているので、本件協会がその全額を京都市に返還することを請求する。なお、その際に法定されている遅延損害金も含むものとする。

ウ 京都市が、来年度（令和8年度）以降に本件業務を本件協会に委託しないことを請求する。なぜなら、上記(3)のとおり、本件協会は専門的な発達障害者支援を行えるだけの職能を最初から（かがやきが設立された平成17年11月から）全く有していないので、京都市が本件業務を本件協会に委託するだけの事由も根拠も何もないからである。これを踏まえてもなお、京都市が来年度（令和8年度）にも本件業務を本件協会に委託した場合は、その委託契約（以下「令和8年度本件契約」という。）の取消しも請求する。

エ 京都市が、来年度（令和8年度）以降に本件業務を本件協会以外の社会福祉法人その他の政令で定める法人に委託することを請求する。ただし、本件業務を委託できるだけの適当な社会福祉法人その他の政令で定める法人が存在しない場合は、法第14条第1項に基づいて、京都市が本件業務を自ら行うことを請求する。また、いずれの場合であるにせよ、かがやきのセンター長である村松陽子の解任及び「かがやき」という名称から別の名称への変更も併せて請求する。

(6) 財務会計上の行為があった日から1年を経過している場合

本件契約日は令和7年4月1日であり本件請求日は令和8年3月31日であるので、本件請求が行われるまでに1年を経過していない。

(7) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める場合

個別外部監査契約に基づく監査を求める。その事由は、前年度（令和6年度）に既存の監査委員が行った監査結果に重大な誤りがあり、請求人は現在、京都地方裁判所において被告京都市長松井孝治と係争中であるので、既存の監査委員では正しい監査を行うことができないと明らかにされたからである。また、既存の監査委員では京都市との利益相反関係があるので、その時点で公正公平な監査も保障されていないからである。したがって、本件請求が発達障害者支援法という新しい障害者

支援を趣旨とする内容に係ることから、京都市と利益相反関係がなく、かつ障害者支援に係る法律論を熟知している弁護士による外部監査を求める。

3 事実証明書の日録

- (1) 決定書 令和7年4月1日
- (2) 委託契約書 令和7年4月1日
- (3) 住民監査請求に基づく監査の結果（令和7年3月28日請求分）
- (4) 被告第2準備書面 令和8年2月3日
- (5) 石川元編「アスペルガー症候群 歴史と現場から究める」至文堂、2007
- (6) 若林明雄他「自閉症スペクトラム指数（AQ）日本語版の標準化」 「心理学研究 第75巻 第1号」2004
- (7) 小林信篤監修「TEACCHによる成人期自閉症者への支援」エンパワメント研究所、2011
- (8) 一般社団法人日本自閉症協会編「自閉症 過去・現在・未来」ジアース教育新社、2019
- (9) 発達障害専門プログラム（コミュニケーションゼミ） 京都府
- (10) 発達障害専門プログラム活用マニュアル 東京都
- (11) 基調講演「成人発達障害専門外来とリハビリテーション」
- (12) 宍戸和成他監修「特別支援教育のエッセンス 自閉スペクトラム症教育の基本と実践」慶應義塾大学出版会、2023
- (13) 個別評価・支援 プランニングシート
- (14) 本田秀夫編「講座 精神疾患の臨床 9 神経発達症群」中山書店、2024
- (15) 「障害者職業総合センター職業センター実践報告書No. 14 発達障害を理解するために」
- (16) 村松陽子、門眞一郎「第12章 自閉症スペクトラムの療育と支援」
- (17) 梅永雄二、井口修一「アスペルガー症候群に特化した就労支援マニュアル ESPIDD」明石書店、2018
- (18) ゲーリー・メジボブ「自閉症スペクトラムの移行アセスメントプロフィール」川島書店、2010
- (19) 不存在による非公開決定通知書 令和7年8月14日
- (20) 不存在による非公開決定通知書 令和7年11月14日

- (21) 不存在による非公開決定通知書 令和8年2月18日
- (22) 金生由紀子編「発達障害Q&A」医学書院、2024
- (23) ナシア・ガミー「現代精神医学のゆくえ バイオサイコソーシャル折衷主義からの脱却」みすず書房、2012
- (24) SWOT分析 用語解説 野村総合研究所
- (25) SWOT 用語解説 大和総研
- (26) 「京都市発達障害者支援センター」の支援の流れ ご提案
- (27) 発達障害者支援法の施行について 事務次官通知 平成17年4月1日
- (28) 統計情報をご利用の方へ 厚生労働省
- (29) 公文書公開請求書（電子申請） 2026年3月13日
- (30) 令和8年度（2026年度）履修証明プログラム「発達症への介入による国民的健康課題の解決」
- (31) 公文書公開請求書（電子申請） 2026年3月13日
- (32) 朝日新聞 2022年9月1日
- (33) TBS NEWS 2022年8月19日
- (34) 保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課にいる担当職員（処分庁職員）から請求人に送信された電子メール 2026年3月30日

第2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めない理由（個別外部監査契約に基づく監査によることの決定を市長に通知しなかった理由）

- 1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施する要件

地方自治法第252条の43第1項の規定により、住民監査請求の請求人は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 2 請求人が監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める理由

請求人は、本件請求について、以下の3つの理由から、京都市と利益相反関係がなく、障害者支援に係る法律論を熟知している弁護士による個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

 - (1) 令和6年度に既存の監査委員が行った監査結果に重大な誤りがあり、請求人は現在京都地方裁判所において京都市長と係争中であるので、もはや、既存の監査委員

では正しい監査を行うことができないと明らかにされたこと。

- (2) 既存の監査委員では京都市との利益相反関係があるのでその時点で公正公平な監査も保障されていないこと。
- (3) 本件請求が発達障害者支援法という新しい障害者支援を旨とする内容に係ること。

3 結論

次に掲げるとおり、本件請求は個別外部監査によることを相当と認めるべき特段の事情があるとは認められない。

- (1) 従前の監査結果について裁判で係争中であるという事実は、請求人が当該監査結果を不服として住民訴訟を提起した事実を示すものでしかなく、当該事実をもって、当該監査結果に重大な誤りがあることが明らかにされたことにはならない。
- (2) 本件契約の締結及びこれに伴う委託料の支出について、監査委員に直接の利害関係があるとはいえない。
- (3) 住民監査請求に基づく監査は、財務会計上の行為及び怠る事実が、違法又は不当であるか否かを判断するものであり、請求内容の分野を問わず、常に法的判断を求められるものである。本件請求についても、本件契約の締結又はその履行に違法又は不当な点があることを主な内容としており、これらの財務会計行為の違法性又は不当性の判断に当たり、特に監査委員に代わる外部の者の専門的な知識や判断を必要とする事由は認められない。

第3 監査の実施

本件請求について、京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第5項）

2 監査の対象

発達障害者支援センター運営業務委託に係る契約の締結及びこれに伴う委託料の支出

3 監査の着眼点

監査の対象となる行為又は怠る事実の違法性又は不当性

4 監査の主な実施内容

関係職員（保健福祉局の職員をいう。以下同じ。）に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査を行った。

なお、本件請求については、請求人から、地方自治法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人は新たな証拠の提出を行わなかった。

5 監査の実施期間

令和8年4月13日から同年5月13日まで

6 監査の実施場所

監査事務局執務室

第4 監査の結果

1 事実関係及び関係職員の説明の要旨

本件における監査において認められた事実関係及び関係職員の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件契約の締結について

ア 令和7年度本件契約について

(ア) 令和7年4月1日、京都市は、本件協会と随意契約により、京都市発達障害者支援センターの運営及び使用料の徴収事務に関する業務委託契約（令和7年度本件契約）を締結した。

(イ) 令和7年度本件契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとされた。

(ウ) 令和7年度本件契約の委託契約金額は、93,291,295円とされた。

(エ) なお、契約の相手方である本件協会は、令和7年度本件契約の締結日（令和7年4月1日）時点において、法第14条第1項の規定に基づく指定を受けていなかった。

イ 令和8年度本件契約について

(ア) 令和8年度における京都市発達障害者支援センター運営業務の委託について、公募型プロポーザルを実施（募集期間：令和8年2月4日から同月26日まで）し、令和8年2月24日付けで、本件協会から法第14条第1項に基づく指定の申請書とともに公募型プロポーザルへの参加申請書が提出される。

(イ) 令和8年3月18日、本件協会に対し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを指定期間とする、法第14条第1項に基づく指定の決定を行うとともに、本件協会を令和8年度における京都市発達障害者支援センター運営業務の受託

候補者として選定することを決定した。

- (ウ) 令和8年4月1日、京都市は、本件協会と随意契約により、京都市発達障害者支援センターの運営及び使用料の徴収事務に関する業務委託契約（令和8年度本件契約）を締結した。
- (エ) 本件契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとされた。
- (オ) 本件契約の委託契約金額は、95,950,000円とされた。

(2) 本件業務の内容について

本件業務の内容は次のとおりである。

- ア 発達支援 発達障害者の心理的な判定、指導、助言又は情報提供等
- イ 相談支援 発達障害に関する問題についての指導、助言又は情報提供
- ウ 就労支援 就労に向けた必要な相談等による支援
- エ 普及啓発及び研修 発達障害に関する啓発並びにその特性、対処方法及び療育方法等についての関係施設等への研修の実施
- オ 個別支援ファイルの作成及び運用に関すること
- カ 使用料（京都市こころの健康増進センター条例第7条第3項に規定する使用料をいう。以下同じ。）の徴収
- キ 委託業務を遂行するに当たり必要となる物品の調達に関する業務
- ク その他事業の運営に当たり必要な業務

(3) 委託料の支出について

令和7年度本件契約に係る委託料の支出について、支出命令日及び支出命令額はそれぞれ次のとおりである。なお、令和8年度本件契約に係る委託料については、本件監査実施時点において、支出の決定がなされた事実は確認されていない。

- ア 令和7年9月18日 23,322,827円
- イ 令和7年10月3日 23,322,827円
- ウ 令和8年1月8日 23,322,827円
- エ 令和8年4月13日 23,322,814円

(4) 法第14条第1項に基づく指定について

ア 法第14条第1項の規定

法第14条第1項は、都道府県知事（法第25条及び発達障害者支援法施行令第3

条の規定により、指定都市の長を含む。以下「市長等」という。)は、本件業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人(以下「社会福祉法人等」という。)であって本件業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ、又は自ら行うことができると規定し、本件業務を委託する場合の相手方を、当該市長等が指定した者に限定している。

イ 京都市における指定の経過

- (ア) 令和7年3月28日付けで提出された住民監査請求(以下「前回請求」という。)に基づく監査結果(令和7年5月21日付け監査公表第816号。以下「前回監査結果」という。)において、本件協会が法第14条第1項に基づく指定を受けていないことが指摘された。
- (イ) 前回監査結果における指摘を踏まえ、京都市は、令和7年7月3日付けで、法第14条第1項の指定に関する手続、基準等について規定した、京都市発達障害者支援センター運営業務委託に係る指定に関する取扱要綱(以下「本件指定要綱」という。)を定めた。
- (ウ) 令和7年7月10日付けで、本件協会から法第14条第2項及び本件指定要綱に基づく指定に係る申請書が提出され、同月31日付けで、京都市長は、本件協会に対し同日から令和8年3月31日までを指定期間とする指定の決定を行った。
- (エ) 令和8年2月24日付けで、本件協会から令和8年4月1日以降の指定に係る申請書の提出があり、同年3月18日付けで、京都市長は、本件協会に対し同年4月1日から令和9年3月31日までを指定期間とする指定の決定を行った。

ウ 指定の基準

本件指定要綱第2条第1項において、次のとおり指定の基準が示されている。

- (ア) 本件業務に関して、直近3年間で類似事業等での運営実績を有していること(第1号)。
- (イ) 次の職員を常勤で配置する体制を整えることができること(第2号)。
 - a 発達障害者支援センターの管理責任を行う職員
発達障害者支援センターの運営に必要な知識及び経験を有する者
 - b 相談支援を担当する職員
社会福祉士であって、発達障害児(者)の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

c 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

d 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

(ウ) 上記(イ)に掲げる職員は、各1名以上の配置とし、合計で13名以上の体制を構築できること（第3号）。

(エ) 本件業務を安定的かつ継続的に行うために、直近3年間、発達障害者支援センター運営事業委託費相当額の積立金を保有するなど、事業の実施に必要な資金を有していること（第4号）。

(5) 令和7年度実績報告

令和8年4月13日付けで、本件協会から京都市長に対し提出された「令和7年度 京都市発達障害者支援センター事業実績（報告）」（以下「令和7年度実績報告」という。）において報告された内容を要約すると、次のとおりである。

ア 発達支援

(ア) 特性アセスメントについて、令和7年度の新規申込者数は22人、療育実施数は31人、延期者数は4人、次期案内者数は10人、年度未案内者数は35人であった。なお、かがやきのホームページでは、特性アセスメントについて、「子どもの障害特性を正しく理解し、保護者とそれを共有すること、そして家庭や学校・地域での支援につなげることを目的とした半年間の評価プログラム」と説明されている（<https://www.sogofukushi.jp/facility/kagayaki/>）。

(イ) 保護者が、発達障害の基本特性や支援の考え方を理解することを目的とした「発達が気になる子どもの保護者学習会」や、特性アセスメントへの参加を希望する保護者にプログラムの目的や進め方を説明する「特性アセスメント説明会」を実施し、「発達が気になる子どもの保護者学習会」では年間166名が、「特性アセスメント説明会」では年間42名の参加があった。

なお、「発達が気になる子どもの保護者学習会」については、令和7年度から、状況により対面での参加が難しい保護者には、過去の講義動画をオンラインで視聴できるようにし、同年度における新規視聴登録数は150件、講義動

画の総視聴回数は953回であった。

- (ウ) 京都市教育委員会が選定した京都市立明親小学校に、アセスメントに基づく個別支援の組立等についての助言を行った。

イ 相談支援

個々の発達障害者の特性の評価を行い、生活上の様々な問題や課題を整理し、必要に応じて家族等に情報提供やアドバイスを行ったものとして、令和7年度に相談支援を実施した実人数は943人であり、延べ人数は1,988人であった。

ウ 就労支援

令和7年度に就労支援を実施した実人数は227人であり、延べ人数は786人であった。

エ 普及啓発及び研修

- (ア) 例年開催されている京都駅前広場の「世界自閉症啓発デー」ブルーライトアップイベントについて、京都市障害者相談員による相談コーナーでの対応や啓発リーフレットの配布に協力した。
- (イ) 市民研修会「大人の発達相談ってなんだろう？」を、京都市民を対象に実施し、特に成人期になって気付かれる発達障害の理解と支援を学ぶ内容で開催した。令和7年度における実施回数は6回であり、参加人数は104人であった。
- (ウ) 発達障害への理解と支援を広げるため、依頼に基づき研修等の講師として職員を派遣した。令和7年度における講師派遣の回数は27回であり、研修等の参加人数は延べ1,038人であった。

オ 個別支援ファイルの運用等

かがやきのホームページにて、個別支援ファイルの機能や使い方等を動画で配信した。令和5年度以降は、ファイルについての問合せには、電話で随時対応し、令和7年度の間合せ件数は3件であった。なお、かがやきのホームページでは、「個別支援ファイル」について、「発達障害のある方、または発達に関して心配のある方が、進級・進学や社会に出るときなど、成長に応じて環境が新しくなるときのとまどいや不安を減らし、切れ目のない支援を受けられるようにすることを目的として」「学校・園や福祉サービス等の事業所へ、ご本人の様子などを適切に伝えることができるよう、ご本人に関する情報を集約するためのツール」と説明されている (<https://www.sogofukushi.jp/facility/kagayaki/>)。

2 判断及び結論

(1) 論点整理

請求人は、本件契約について、①契約の相手方である本件協会が法第14条第1項に基づく指定を受けていないにもかかわらず契約を締結したこと、及び②本件協会が本件業務を実施していないことを理由に、令和7年度本件契約の締結及びそれに伴う委託料の支出が違法又は不当であり、さらに、令和8年度において本件協会に本件業務を委託した場合には当該委託契約（令和8年度本件契約）の締結も違法又は不当であると主張しているものと解する。

したがって、以下、請求人の主張する上記の2点について検討するものとする。

(2) 本件協会が法第14条第1項に基づく指定を受けていないとする主張について

ア 法第14条第1項に基づく指定について

(ア) 上記1(4)アのとおり、法第14条第1項は、本件業務を委託する場合において、その委託の相手方を同項の規定に基づき市長等が指定した社会福祉法人等に限定している。

(イ) したがって、本件業務を社会福祉法人等に委託する場合、当該社会福祉法人等は法第14条第1項の規定による指定を受けた者である必要があり、当該指定を受けていない者との委託契約については、同項に違反するものとされる可能性がある。

イ 本件協会への指定の効果について

(ア) この点、本件契約の相手方である本件協会については、上記1(4)イのとおり、令和7年度本件契約の締結日である令和7年4月1日時点においては、法第14条第1項の規定に基づく指定を受けていなかった。

(イ) したがって、少なくとも、令和7年4月1日の令和7年度本件契約の締結時点においては、同契約の締結は、委託に当たって必要とされる法第14条第1項の規定に基づく指定を欠いたものであったことから、前回監査結果の令和6年度における本件契約の締結に対する評価と同様、適法なものと評価することはできない。

(ウ) しかしながら、上記1(4)イによれば、京都市は、前回監査結果を踏まえ、令和7年7月3日付けで、本件指定要綱を定め、法第14条第1項に基づく指定の手続について整備し、同月10日には、本件協会から指定の申請を受け、同月31

日付けで、京都市長による指定の決定がなされている。

- (エ) 当該指定について、関係職員は、申請に当たり本件協会から提出された資料には、令和6年度におけるかがやきの運営実績を証する資料が含まれており、当該資料に基づき京都市長が認めた発達障害者支援センターの運営能力については、当該指定の期間より以前の令和7年4月1日から同年7月30日までの期間においても有している旨説明する。
 - (カ) 実際、本件監査において、当該指定の申請に当たり、令和7年7月13日付けで本件協会から提出された申請資料の内容は、本件協会の令和6年度実績報告書や令和6年度発達障害者支援センターの事業実績等、いずれも本件協会における令和6年度以前の実績を示したもので、令和7年度本件契約の締結以前から本件業務を行う能力があることを証するものといえる。
 - (カ) そして、京都市長は、当該資料の内容から、本件協会について、本件業務を適正かつ確実に行うことができる者として、当該指定の決定を行っていることから、関係職員が説明するとおり、京都市は当該指定について、当該指定の期間より以前の令和7年4月1日から同年7月30日までの期間においても発達障害者支援センター運営業務を適正かつ確実に行うことができる能力を有していると評価していたといえる。
 - (キ) 以上を踏まえると、令和7年7月31日付けでなされた当該指定は、直接的には、同日から令和8年3月31日までにおいてその効力を認めたものであるものの、実質的には、指定手続の不備により委託の要件を欠いていた令和7年4月1日から同年7月30日までの期間における令和7年度本件契約の適正性を追認する意味を包含しているものと解するべきである。
- ウ 令和7年度本件契約の締結における瑕疵の治癒について
- (ア) 瑕疵の治癒
 - a 通常、地方公共団体における契約の締結に当たり、当該契約に係る法令上の成立要件を欠く場合、当該契約の締結は、不適法な契約と評価されることになるのが原則といえる。
 - b 他方で、法令上必要とされる議会の議決を経ずに締結された契約の効力が争われた事例について、裁判例は、当該行為が議会の議決を経ずに行われた場合であっても、事後にこれを追認する議決がされたときは、その瑕

疵は治癒され、有効となることを認めており（大阪高判昭和53年10月27日、名古屋高判平成10年12月18日及び東京高判令和3年3月25日参照）、これらの裁判例の内容を踏まえると、法令上の成立要件を欠いた不適法な契約の締結についても、事後に追認等の行為によってその成立要件が補充された場合には、当該行為をもって契約締結当初の瑕疵が治癒され、当該契約の締結の効力も遡及的に有効になるものと解するのが相当である。

- c 以上を踏まえ、本件についてみると、令和7年度本件契約については、契約の相手方に対し必要とされる法第14条第1項の規定に基づく指定を欠いたものであるところ、その後の令和7年7月31日に、契約の相手方である本件協会に対し同項の規定に基づく指定がなされている。そして、上記イ(※)のとおり、当該指定については、令和7年度本件契約の締結の効力を追認する意味を包含しているものと解するのが相当であることから、当該指定行為自体に特段の瑕疵が認められない限り、令和7年度本件契約の締結については、当該指定によって、法第14条第1項違反の瑕疵が治癒され、契約締結当初に遡って有効なものになったというべきである。

(イ) 指定における瑕疵の存否について

a 指定の基準について

(a) 法第14条第1項は、同項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められる社会福祉法人等に対し、指定することを求めている。

そして、これを受け、京都市においては、令和7年7月3日付けで本件指定要綱を定め、当該要綱第2条において指定の基準を示しており、その内容は上記1(4)ウに掲げるとおりである。

(b) 当該基準は、業務能力を担保するため、実績、職員の体制、従事する職員の能力のほか、法人の財務状況等について要件が定められており、法第14条第1項が要請する「当該業務を適正かつ確実に行うことができる」者の基準をより具体化したものと評価することができ、当該基準自体に特段の不備などは認められない。

b 本件協会への当てはめ

令和7年7月13日付けで本件協会から提出された申請資料の内容等を総合すると、次のような事実が認められる。

(a) 運営実績について

本件協会は、本件業務についてかがやきの開設当初（平成17年11月）から約20年にわたって一貫した受託実績を有しているほか、発達相談や自閉症外来を備えている児童福祉センターの管理委託において、あおぞら教室、すぎのこ教室や児童発達支援センターきらきら園などの総合療育事業への受託実績を長年有していることが認められる。さらに、これらの京都市の事業における受託実績に加え、発達や言葉の遅れがみられる就学前の子どもと家族を対象に、集団や個別での相談・療育を行う児童発達支援センター「ポップ」の運営や洛西ふれあいの里更生園、同授産園、京都障害者就業・生活支援センターの運営など京都市内において発達障害者を対象とした施設の運営を行っていることが認められる。

(b) 常勤職員の配置体制について

管理責任者には、かがやきの事務担当としての経験を有し、令和3年からは副センター長として従事している者を常勤職員として配置しているほか、社会福祉士の資格を有する常勤職員が2名、公認心理士の資格を有する常勤職員が8名（内1名は、社会福祉士の資格を併せて有する職員）とその他常勤職員3名が、それぞれ相談支援、発達支援又は就労支援を担当する職員として配置されていることが認められる。

(c) 積立金について

本件協会の貸借対照表によると、令和3年度から令和5年度における本件協会の積立資産の額は、それぞれ2,622,964,491円、2,160,828,491円、2,075,333,771円であり、また、令和6年度における貸借対照表においても、積立資産額は2,075,333,771円であることが認められる。

- c 以上の内容を総合すると、本件協会は、本件指定要綱に定める指定基準をいずれも満たしているものと認められることから、当該指定について瑕疵は認められない。

エ 小括

以上のとおり、本件協会に対し令和7年7月31日付けで行った法第14条第1項に基づく指定は、実質的には、令和7年度本件契約の締結の有効性を追認するものであり、その指定に関しても特段の瑕疵は認められなかった。そうすると、令

和7年度本件契約の締結については、令和7年7月31日付けの指定により、法第14条第1項違反の瑕疵が治癒されたものと評価するのが相当である。

したがって、令和7年度本件契約の締結は、違法又は不当な契約の締結には当たらない。

(3) 本件協会が本件業務を実施していないとの主張について

請求人は、令和7年度本件契約に基づく本件業務を実施していない旨主張している。

仮に、請求人の主張するとおり、本件協会が令和7年度本件契約に基づく本件業務を実施していないとすると、本件協会に対する令和7年度本件契約に基づく委託料の支出は違法又は不当なものとなり、また、そのような法人を契約の相手方とした令和8年度本件契約の締結についても違法又は不当と評価される可能性がある。

そのため、以下、請求人の主張を中心に、本件協会が本件業務を適正に実施したか否かについて検討する。

ア 本件協会は、発達障害者支援を行わずに知的障害者支援しか行っていないとする主張について

(ア) 請求人は、かがやきにおいて、本件協会が知的障害者支援である強度行動障害者支援事業を行っているとしたうえで、知的障害者は発達障害者に含まれないから、本件協会は、発達障害者支援を何一つ行わずに、知的障害者支援だけを行っている旨主張する。

(イ) しかしながら、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が開催する「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の報告書 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001080076.pdf>) において、強度行動障害とは、「自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」を指すものであり、「強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれているが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高いと言われている」とされ、さらに「強度行動障害を有する者への支援にあたっては、相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの

役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要である」とされていることから、強度行動障害者支援が知的障害者支援のみに限定された位置付けにあるものとは言い難い。また、上記報告書においては、知的障害を伴う自閉スペクトラム症に関する記述もあり、「知的障害者は発達障害者に含まれない」とする請求人の主張を裏付ける事実関係も認められなかった。

- (ウ) なお、請求人は、知的障害者は発達障害者に含まれないとする理由として、発達障害の一つの要素であるAQ（自閉症スペクトラム指数）はIQ85以上でないことと計測することができず、IQ70未満の知的障害者では計測できないことを挙げているが、厚生労働省の障害者総合福祉推進事業において作成された「発達障害児者支援とアセスメントに関するガイドライン」([assessment_guideline2013.pdf](#))において、AQとはあくまで数ある発達障害のスクリーニングツールの一つとして紹介されているにとどまり、また、スクリーニング自体もなんらかの障害や問題を抱えている可能性がある児者を発見するためのアプローチであって、臨床的な診断とは異なるものであることから、当該スクリーニングツールが知的障害を合併しない者を対象とした測定方法であることをもって、知的障害者は発達障害者に含まれないことにはならないというべきである。

- (エ) したがって、かかる請求人の主張は当を得ない。

イ 本件協会は、構造化、TEACCH及び法第2条の2第2項に定める社会的障壁の除去を行っていないとする主張について

- (ア) 前回監査結果の内容から、構造化とは自閉症や自閉症スペクトラムに対する療育方法で、具体的には自閉症等の者を取り巻く環境を文字、絵、写真等の具体物を用いて明確化することで自閉症等の者の当該環境への理解を手助けする手法等のことを指し、TEACCHとは、構造化等の療育方法を体系化した療育プログラムを指すものと解する。

- (イ) 請求人は、前回請求時においても、発達障害者支援センターにおいて構造化、TEACCH及び法第2条の2第2項に定める社会的障壁の除去が行われていない旨主張していたところ、構造化及びTEACCHについては、前回監査結果において、本件協会の発行する資料等から構造化やTEACCHの趣旨に基づいた発達障害者支援が一定なされていることがうかがえるとしたうえで、そもそも発達障害者支

援において、構造化及びTEACCHを採用すべきであるとの要請が、法令及び法令に基づく行政通知等においてなされているわけでもない以上、仮に構造化及びTEACCHが実施されていなかったとしても、そのことをもって、本件協会に発達障害者支援センターの運營業務を行う職業能力がないということとはできないと判断しているところである。

(ウ) また、同様に法第2条の2第2項に定める社会的障壁の除去についても、前回監査結果において、本件協会から提出された実績報告の内容から、本件協会が社会的障壁の除去に資する発達障害者支援を怠ったとする事情はうかがえないと判断しているところである。

(エ) この点、請求人は、本件請求においても、本件協会が構造化、TEACCH及び法第2条の2第2項に定める社会的障壁の除去を行っていない旨を縷々主張するものの、これらの主張内容や令和7年度本件契約に係る実績報告の内容からは、いずれも前回監査結果における上記判断を覆すような事情はうかがえないことから、かかる請求人の主張は当を得ないものである。

ウ 本件協会は、自閉症スペクトラム（ASD）の特性を理解できていないとする主張について

(ア) 請求人は、自身が令和8年3月13日付けで行った公文書公開請求に対する不存在決定通知書を根拠として、かがやきの職員達は、自閉症スペクトラム（ASD）の特性と社会的（語用論的）コミュニケーション症（SCD）の特性を鑑別せずに両者混ぜこぜにしているから、自閉症スペクトラムの特性を理解できていない旨主張する。

(イ) しかしながら、関係職員から提出された当該不存在決定通知書の内容を見る限り、当該不存在決定通知書は、自閉症スペクトラム（自閉スペクトラム症）の特性との違い（鑑別点や相違点）について記載されたプランニングシート、個別支援計画書及びプロフィール票の公開請求に対し、当該内容が記載された公文書が存在しないことを示したものに過ぎず、この内容をもって、本件協会が、自閉症スペクトラム（ASD）の特性を理解できていないとする事情をうかがうことはできないことから、かかる請求人の主張は当を得ないものである。

エ 本件協会は、法第14条第1項第2号に定める専門的な発達障害者支援を行える

だけの職能を有していないとの主張について

- (7) 請求人は、専門的な発達障害者支援を担保するのであれば、京都大学大学院医学研究科において開講されている履修証明プログラムの修得を要件としなければならないとし、かがやきの職員達は当該履修証明プログラムを誰一人受講していないことから、本件協会は、法第14条第1項第2号に定める専門的な発達障害者支援を行えるだけの職能を有していない旨主張する。
- (イ) しかしながら、法令や要綱等の内容を確認する限り、法第14条第1項第2号に定める専門的な発達障害者支援を実施するに当たり、当該履修証明プログラムの受講が要件となっているといった事実は確認することはできず、仮に、かがやきの職員達が、当該履修証明プログラムを受講していなかったとしても、そのことをもって、本件協会が、法第14条第1項第2号に定める専門的な発達障害者支援を行えるだけの職能を有していないことにはならないというべきである。
- (ウ) したがって、かかる請求人の主張は、当を得ないものである。
- オ 本件協会が行っていることは、消費者契約法第4条第3項第5号に定める靈感商法であり、発達障害者支援ではないとの主張について

- (7) 請求人は、かがやきにおいて用いられているプランニングシートに家系図（ジェノグラム）の欄があるところ、旧統一教会（現世界平和統一家庭連合）も信者から金銭を詐取する際に家系図を書かせていたことから、かがやきの職員達が行っていることは消費者契約法第4条第3項第5号に定める靈感商法であり、発達障害者支援ではない旨主張する。
- (イ) しかしながら、消費者契約法第4条3項第5号の規定によると、同号に定める行為とは、消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、社会生活上の重要事項又は身体の特徴若しくは状況に関する重要事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げることとされているところ、単にかがやきにおいて使用するプランニングシートに家系図の欄があることをもって、かがやきの職員達の行っている行為が同号に定める行為に該当することにはならないというべきで

ある。

(ウ) なお、靈感商法とは、通常、消費者契約法第4条第3項第5号ではなく、同項第8号の「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げる」行為を指すところ、仮に請求人の主張する靈感商法が、同号に定める行為を指すものであったとしても、上記(イ)と同様、単にかがやきにおいて使用するプランニングシートに家系図の欄があることをもって、かがやきの職員達の行っている行為が同号に定める行為に該当することにはならないというべきである。

(エ) したがって、かかる請求人の主張は当を得ないものである。

カ 令和7年度における本件業務の実績について

(ア) 本件契約における委託業務の内容は、上記1(2)のアからクまでに掲げるものであるところ、本件協会がこれらの業務を適正に実施したか否かが問題となる。

(イ) この点について、令和8年4月13日付けで、本件協会から京都市長に対し、上記1(5)のとおり、令和7年度実績報告が提出されているところ、その実績報告には、本件協会が実施した発達支援、相談支援及び就労支援の内容及び支援を行った人数並びに普及啓発活動として実施した研修の内容及び実施回数並びに講師派遣の回数等が報告されており、その内容からは、本件協会が本件契約に定める委託業務を怠ったとされるような事情はうかがえない。また、使用料の徴収についても、関係職員が提出した関係書類から適正に徴収事務を行っていたことがうかがえる。

キ 小括

以上のとおり、本件協会が本件業務を実施していないとする請求人の主張は、いずれも当を得ず、また、令和7年度実績報告の内容等からも本件協会が本件契約に定める委託業務を怠ったとされるような事情はうかがえないことから、本件協会は令和7年度本件契約に基づく本件業務を適正に実施していたものといえる。

そうすると、令和7年度本件契約に係る委託料の支出及び令和8年度本件契

約の締結について、違法又は不当な点はないといえる。

(4) 結論

以上のとおり、令和7年度本件契約の締結については、契約締結日時点において、法第14条第1項に基づく指定を欠く瑕疵があったものの、令和7年7月31日付けの指定によって、瑕疵は治癒されていることから、違法又は不当な契約の締結には当たらない。

また、本件協会は本件業務を適正に実施していたものといえることから、令和7年度本件契約に係る委託料の支出及び令和8年度本件契約の締結についても違法又は不当な点はない。

よって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

【参照】関係法令等の内容

1 発達障害者支援法（抄）

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（基本理念）

第2条の2 （略）

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなけれ

ばならない。

3 (略)

(発達障害者支援センター等)

第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- (1) 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- (2) 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。
- (4) 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 (略)

2 京都市発達障害者支援センター運營業務委託に係る指定に関する取扱要綱（抄）

(目的)

第1条 この取扱要綱は、発達障害者支援法（以下「法」という。）第14条第1項及び京都市発達障害者支援センター運營業務実施要綱第2条第2項に基づく発達障害者支援センター（以下「センター」という。）の委託における指定（以下「指定」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の基準)

第2条 市長は、申請者が次に掲げる指定の基準のすべてを満たしている事業者に限り、指定することができる。

- (1) 法第14条第1項各号に掲げる業務に関して、直近3年間で類似事業等での運営実績を有していること。
- (2) 次の職員を常勤で配置する体制を整えることができること。

ア センターの管理責任を行う職員

センターの運営に必要な知識及び経験を有する者

イ 相談支援を担当する職員

社会福祉士であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

ウ 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

エ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

(3) 前号の職員は、各1名以上の配置とし、合計で13名以上の体制を構築できること。

(4) センター業務を安定的かつ継続的に行うために、直近3年間、センター運営事業委託費相当額の積立金を保有するなど、事業の実施に必要な資金を有していること。

2 前項の申請は、第1号様式を用いて行うものとする。

3 消費者契約法（抄）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第4条（略）

2（略）

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

(1)～(4)（略）

(5) 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項

ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項

(6)・(7) (略)

(8) 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。

(9)・(10) (略)

(監査事務局)